

# K & N I P NEWS

\*\*\* 今回の内容 \*\*\*

## 2012年7月発効の特許協力条約規則(PCT規則)改正について

2012年7月1日に、改正された特許協力条約規則(PCT規則)が発効いたしました。主な改正内容についてお知らせいたします。

- 優先権書類を電子図書館から取得する場合の請求先が、これまでの受理官庁又は国際事務局から、国際事務局のみへと変更となりました。この変更に伴い、電子図書館からの優先権書類取得に関する手数料の規定の削除と請求期限の緩和が実施されました。  
なお、受理官庁による優先権書類の作成と送付を希望する場合には、これまで通りの手数料の支払いと請求期限が求められます。  
(規則 17.1 (b) の 2) の改正)
- 優先権主張を伴う国際出願が、国際出願としての要件をみたしていない不完全なものであるとの認定を受けた場合、出願人は、当該国際出願に欠落している要素及び部分を、先の出願に記載されている内容から引用することにより補充することができます。  
今回の改正によって、手続期間を徒過した場合でも、国際出願として扱われない旨の通知が送付される前に書類が受理されたときには、期間内に受理されたものとみなされることとなりました。  
(規則 20.7 (b))
- 中華人民共和国の特許文献が、国際調査機関の最小限資料へ追加されました。  
(規則 34.1 の改正)
- 災害等の理由により PCT 規則に定める手続期間を徒過した場合、当該手続期間満了後 6 月以内に国際事務局等へ適切な証拠を提出すれば、手続期限の徒過が許容される、との救済規定が定められました。  
ただし、この規則は、パリ条約に定められた優先期間や国内移行期限については適用されないこととなっております。  
(規則 82.2、規則 82 の 4)

詳細は、WIPO 国際事務局 HP (PCT NEWSLETTER No. 6/2012) をご覧ください。

[http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2012/6\\_2012.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2012/6_2012.pdf)

文責：管理 G 市谷 清子  
監修：弁理士 中根 美枝

2012年10月29日

笠井中根国際特許事務所